~透明な市政運営について~

透明な市政運営についてですが、わざわざ項目を設けた割には、中身に内容がありません。 審議の過程を公開すれば透明な市政運営だというのでは、余りにもお粗末です。出来レースのような会議を見ても、何も意味がありません。この点は我々議会側にも言えることですので、議会は議会改革特別委員会などで改革を進めます。市長や理事者側にも今後の改善を要望しておきます。

もし、透明な市政運営というのであれば、不正がないという意味での透明さを追求され、 市民に示されたほうがいいと考えます。井上市長と同じ維新の会の大阪市の橋下市長は、 市職員に対する議員などからの口ききや要望について、すべてを記録して文書に残し、情報公開の対象にする方針を決めましたが、本市でもこのように記録し、文書に残し、情報 公開していく方針をお考えでしょうか。市長及び担当部局の考えをお聞かせください。

また、本市でも、保育所の入園に関して議員からの相談があったということで、担当課から何人かの議員に対し、今後そういった要望はお受けしませんと説明に回られたと仄聞しました。

ここで問題となるのは、何をもって口ききというかのガイドラインです。もちろん各議員の倫理観に任される部分が大きいとは思いますが、市長も市議、府議と議員経験がおありなので、我々や市職員のガイドラインにするためにも、どこまでが倫理的に許される職員への相談で、どこからが倫理上問題となる議員の口ききに当たるか、見解をお聞かせください。

また、関連する質問をしますが、本市では職員に対して、議員などから強い圧力を感じるような要求があった場合には、吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき、不当要求を通報できることが定められています。条例が施行されてからこれまでに不当要求通報は何件ありましたか、お答えください。

また、この条例を拝見いたしますと、いろいろと改善点が散在しているように感じます。 まず、一つ目といたしまして、公正職務監察員についてです。条例では公正職務監察員 を置くとなっていますが、いつどのように選任されるか明記されておりませんし、選任後、 だれが公正職務監察員であるかを公表している様子もありません。これでは、職員が公益 通報を行おうとしても、だれにしてよいのかわからないのではないでしょうか。

現在この監察員はどのように選任され、選任後、どのように公表されているのですか。 また、今選任されている公正職務監察員はどなたでしょうか、お答えください。

(川下貴弘総務部長)

口ききに係る記録と公開についてでございますが、現在のところ不当要求行為に該当する場合についてのみ記録することを義務づけておりますが、不当要求行為であるかどうか判断がつきにくい微妙な事案も多いことから、すべての事案を記録する手法につきましては、一定有用性があるものと考えております。

しかしながら、反面、口ききを記録することが過度の制限につながるならば、住民の声を 行政に届ける重要な議員活動を抑止し、萎縮させるおそれがあるものと考えております。 今後、既に実施している自治体の事例も参考にしつつ、慎重に検討してまいりたいと考え ております。

また、通常の議員活動の一つである正当な要望などと不当要求行為に該当するおそれがある口ききとの区別の基準についてでございますが、特定の者に対し有利または不利な取り扱いをすることを求めるなど、職員の適正な職務執行を妨げ、または妨げるおそれがある要望、相談、苦情などを面談等により職員に伝える場合には、不当要求行為に該当するおそれがある口ききに当たるものと考えております。

次に、不当要求行為の通報件数についてでございますが、平成 21 年(2009 年) 4 月の 吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例、いわゆるコンプライアンス条例施 行以来、通報はございません。

次に、公正職務監察員についてでございますが、コンプライアンス条例施行の際に大阪 弁護士会に適任者の推薦を依頼し、同会から紹介のありました速見由昭弁護士と中西哲也 弁護士に委嘱をしているものでございまして、両氏の氏名、連絡先等につきましては、吹 田市コンプライアンス・ガイドブックに記載をするとともに、折に触れ公益内部通報の外 部通報先である旨の通知を行うことにより、すべての職員に対して周知徹底を図っている ところでございます。

(井上哲也市長)

公正で透明性の高い市政運営を進める上では、コンプライアンス条例のもと、法令を遵 守することが当然であると考えております。

議員活動に伴う要望や御相談であっても、場合によっては不当要求行為に該当する可能性があるということにつきましては、先ほど担当部長が申し上げたとおりであります。

議員の口ききについては、私が申し上げるということも大切かもわかりませんが、口き きと言われている行動を行う議会側みずからが、口ききのガイドラインを決めるというこ とも私は必要であると考えております。

(再質問)

議員の口ききについてですが、これは議会が当然みずからの倫理観に従ってやるべきであると考えておりますが、あえて市長に伺ったのです。お答えいただけないのであれば、それはそれで構いませんが、ぜひお答えいただければと思って質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

(井上哲也市長)

透明な市政運営、いわゆる議員の口ききの制度についてでありますが、これも先ほど担当部長が申し上げましたので、重複を避けて答弁をしなかったんですが、担当部といたしましては、特定の者に対し有利な、または不利な取り扱いを求めるなど、職員の適正な職務執行を妨げ、または妨げるおそれがある要望、相談、苦情等を面談等により職員に与える場合には、不当要求行為に該当するおそれがある口ききに当たるものと先ほど御答弁をさせていただきましたとおりであります。